

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医療機関等の指定

保険医等の登録

昭和五十六年度地籍調査事業計画の一部改正

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

木材業者及び製材業者の登録

保安林の指定予定

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集

◇ 公 告 あん摩マッサージ指圧師試験等の実施

告 示

鳥取県告示第四十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
巨 島 医 院	岩美郡岩美町大字浦富 一四三六一	昭和五十六年十二月三十一日

鳥取県告示第四十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷 口 医 院	鳥取市南町四二五	昭和五十七年一月十四日

白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	昭和五十七年一月六日
古賀歯科医院	米子市天神町一丁目四八	昭和五十七年一月十一日
大月歯科医院	倉吉市上井三二六一六	昭和五十七年一月四日
有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目三八五	"

鳥取県告示第五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山本卓志	鳥取第四七五号	昭和五十六年十二月七日
遠藤仁巳	鳥取第四二八号	"
金野剛	鳥取第二、七〇八号	昭和五十六年十二月十四日

井上一彦	鳥取第二、七〇九号	"
入江葉子	鳥取第二、七二〇号	"

鳥取県告示第五十一号

昭和五十六年六月鳥取県告示第五百六十八号（昭和五十六年度地籍調査事業計画の決定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中「一・七〇」を「一・五三」に改める。

鳥取県告示第五十二号

昭和五十六年八月十七日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（富吉地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十三号

昭和五十六年八月二十二日付けで福部村から申請のあつた土地改良（福部地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

昭和五十六年十一月五日付けで米子市から申請のあつた土地改良（古豊千地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

昭和五十六年十一月十八日付けで福部村から申請のあつた土地改良（山湯山地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

昭和五十六年十二月三日付けで国府町から申請のあつた土地改良（玉鉢地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

木材業者

登録番号

登録年月日

住

所

氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

鳥木 第六六号 昭和五十六年十一月十七日

岡山県真庭郡勝山町大字若代

磯田豊夫 有限会社サカエ水道設備工業 代表取締役 新 恭徳

鳥木 六七号 昭和五十六年十二月二十一日

鳥取市吉成二一三

中島秀信

鳥木 六八号

鳥取市上味野五十二

中井春海

八木 第九〇号 昭和五十六年十一月十一日

八頭郡若桜町大字若桜一〇四八一

旭木材工業株式会社 取締役社長 高田義久

倉木第一〇五号 昭和五十六年十二月七日

倉吉市昭和町四六七一一

旭興産株式会社 取締役社長 高田義久

倉木 一〇六号

倉吉市昭和町四六七一一

佐々木 敏

倉木 一〇七号 昭和五十六年十二月十五日

倉吉市大河内三八七

中村弘利

製材業者

登録番号

登録年月日

住

所

氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

八製 第六〇号 昭和五十六年十一月二日

八頭郡若桜町大字若桜九九一一

旭木材工業株式会社 取締役社長 高田義久

倉製 第六一号 昭和五十六年十二月七日

倉吉市昭和町四六七一一

取締役社長 高田義久

倉製 六二号

倉吉市昭和町四六七一一

旭興産株式会社 取締役社長 高田義久

鳥取県告示第五十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

2 指定の目的

水源のかん養

三三三六の五

日野郡溝口町畑池字谷中東山一〇三九の一から一〇三九の四まで、福岡字中倉奥三三三五、三三三六の一、三三三六の二、三三三六の四、三三三六の五

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山東平ラ四六四の三〇、字瀧山西平ラ五三七の一、字市ノ原奥五六九の一、五七五の一、字中山五七九の五(以上五筆について、次の図に示す部分に限る)、字瀧山東平ラ四六四の二、四六四の二九、字市ノ原奥五七二、五七三、金持字寸ヶ平七、一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の二、二一、二二、字屋根塔三三、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、字妙見谷五六、六五、六九から七二まで、字妙見谷尻八三、字西ヶ市一八八の一、一八九から一九二まで、字影ノ向二〇〇、二〇二の一、二〇三、字梨子ノ木畑二一五、二一七、二二八、二二七から二三〇まで、字湯谷上ミ平二三一、二三八、二三九、二四一から二四三まで、字細入二五〇、二七三から二七五まで、字道ノ上二九七、三〇〇の一、三〇四の一、三〇四の二、字家ノ上へ三七一から三七六まで、字瀧ノ根三九九、四〇〇、字田ノ上四一九から四二一まで、四二三、字小谷四二五から四二七まで、字栗ノ木四六一から四六五まで、字上ノ山六五一から六六〇まで、字家ノ前六六四から六六七まで、字下モ土居谷六九三から六九九まで、七〇一から七〇七まで、七〇八の一、七〇八の二、字上ミ土居谷七〇九の一から七〇九の四まで、七二〇の二、七二一、七二五、七二六、七

一九、字タカウメ七八三から七八七まで、字平ル畑右九一二の七一、字ソラメ一〇六一の二、一〇六一の三、一〇六三、字池ノ元屋敷廻り一一六三、一一六四の一、一一六四の三、一一七七、字水ノ元一一八〇から一一八二まで、一一八八から一九二まで、一二一九、一二二〇、字長樋一二二五、一二二六、字段一二八八の一、一二八九、字段ノ谷一二九〇から一二九七まで、字裏細一三〇七の一、一三〇七の三、一三〇七の四、一三〇八の一から一三〇八の三まで、一三〇九、一三一〇、一三一二、一三二一、一三一三、一三一四、字上ミ瀧谷一三二〇から一三二三まで、一三二四の一、一三二四の三、一三二五、一三二六、一三二七の一、一三二九、字ニタ又一三三〇、一三三一の一、一三三一の二、一三三二、一三三三、一三四一、一三四四から一三四九まで、字教路塔一三五〇から一三五三まで、一三五六から一三五九まで、一三六〇の一、一三六一の一、字渡瀬上り一三七一の一、一三七二、字廣瀬一三八〇、一三八〇の一、一三八一の二、一三八二、一三八三、字下モ瀧谷一三八四、一三八六から一三九一まで、字地藏ヶ谷一三九二、一三九三の一、字林ヶ代一四〇〇、一四〇一、一四〇二の一、一四〇三から一四〇六まで、字下地藏谷一四二五、一四三二、一四三三の二、字古川一五二〇の二、一五二二、一五二三、字柿ノ木平ラ一五二四、一五二九、一五三〇、一五三二、字三井平一五三三から一五三六まで、字長畑一五三九から一五四一まで、一五四二の一、一五四二の二、一五四三から一五四七まで、一五五〇、字籠谷一五五一から一五五四まで、字高田一五七〇の一、一五七一から一五七三まで、字小原一五七七の一、一五七八、一五七九の二、一五八〇の一、一五八〇の二、字二ノ渡瀬一六二二の一、字河原田ノ上エ一六二四の一、字三ノ渡瀬上り一六二

五、字障子瀧一六三三から一六三六まで、一六三七の一、字カゲ横路一六三八の一、字フロノ崎一八三六から一八三八まで、字フロノソ子一八三九、一八四一、一八四四、一八四四の一、一八四五から一八四七まで、字中ノ塔一八四八から一八五二まで、字手前ノ塔一八五三から一八六二まで、一八六六、字中ノソネ一八六八、一八七〇、一八七一、字後谷奥一八七二の三、一八七二の五から一八七二の一一まで、一八七二の一三、一八七二の一五、一八七四の五、一八七四の六、一八七五の三、字家ノ空一八七六から一八八〇まで、字家ノ上エ一八八一の一、一八八一の二、一八八二、一八八三の一、一八八三の三、一八八四から一八八六まで、字家ノ向一八八七、一八八八の一、一八八九、一八九〇、字大塔一八九六、一八九七、字午房塔一八九八、一八九九、一九〇一、一九〇三から一九〇八まで、板井原字小高下一の一、一、二、七の一、七の二、一一の一、字下山一九の一、一九の二、字曲り谷尻二一、二二の一、二三の二、字内井谷尻六八、六九の一、六九の三、六九の四、七〇から七四まで、字竹ノ下タ一六二の一、一六二の三、一六三の一、一六四、一六五、字下モノ谷二一六、二一七、二一九、二三〇、二三一、字小丸山二三二、二三四の一、二三四の三、二三五の一、二三五の三、二五六から二三八まで、二四〇の一、二四〇の三、字蛇出ノ上エ二四六、字広瀬二四七の一、字代ノ上ヘ二九二の一、二九三、字若宮ノ森上三九六、字家ノ空三九七、三九八、三九九の一、四〇〇、四〇一、四〇一の一、字カラゲタ四八〇の一、四八〇の三、四八〇の五、四八一の一、四八一の二、字小屋床四八二、字家柄四八三の一、字仲畑四八七、字カリヤ場五一五、五一六、字鉦屋敷五三五、字大平ノ上エ五三六の一、五三七、五三九、字箕ケ手尻り五

六八、字動々七九七の一、七九八、字橋ケ谷尻田ノ上ヘ七九九、八〇〇、字橋ケ谷下タ八二二から八二七まで、字橋ケ谷奥八二八、八二九、字大井呑西畑八三〇の八、八三〇の九、八三〇の一三、八三一の二、字橋ケ谷八三六、字ツツカケ谷左八四八、字ツツカケ谷八七七、八八三、八八四、字ツツカケ谷右八八五、字大明神八八八から八九〇まで、字提九二五の一、字家ノ向九二八の一、字メクラ神九六八、九六九、字井ノ奥九七〇の一、九七〇の二、字大西一〇〇〇、字井ノ奥中山一〇〇二の一、一〇〇三から一〇〇六まで、字新山一〇〇七、字新山奥一〇二九から一〇三一まで、一〇三三、一〇三四、字新山尻一〇三五、一〇三八の一、字将監畑一〇四五の一、一〇四五の二、字畑谷一〇六一の一、一〇六七、字釜床一〇七五、字仲ノ谷一〇九六から一〇九九まで、字荒神ノ上一一七九、一一八〇の一、一一八〇の二、字釜ケ谷一二一四の一、一二一四の二、一二一四の四、字オノ神ノ向一二六二、一二六三の一、字相谷一二四四、三土字喜四郎谷五五五の二、五五六、字鑪谷ノ一六二三、字丸谷六三二の一、六三三の三、六三四の三から六三四の五まで、津地字大谷山九七八の二、字アナイゴ九八五、九八六、字峠谷西平一〇二八、一〇二九の一から一〇二九の三まで、一〇三〇の一、一〇三〇の二、字峠谷東平一〇三二、一〇三三、一〇三四の一、一〇三四の二、字奥メウガ谷一〇三六の一、一〇三七の一、一〇三八、一〇三九、字ノミカ谷一〇五一、字瀧ノ谷ノ上エ一〇五六、字上ノ谷一一〇二の一、一一〇二の二、字下ノ谷一一〇五、安原字大瀧一七六の一、三谷字ヲフビ二六六の一、字天狗二六七、字小谷二九三、字ワル谷二九四の一から二九四の三まで、字桐ケ塔二九五の一、二九五の二、字桶ケ塔二九六、貝原字平谷五六〇、字スズミ谷大野五

六一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

三一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字大林一三九九

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

四一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字下谷字岩原七〇四の三、字柿栢七〇五、七〇五の

一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を鳥取県農林水産部造林課並びに溝口町役場、日野町役場、若桜町役場及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年一月十九日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 勇

一 日時 昭和五十七年一月二十六日(火)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和57年1月19日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

あん摩マッサージ指圧師試験

学科試験 昭和57年2月19日(金)午前9時から

実地試験 昭和57年2月20日(土)午前9時から

はり師試験及びきゆう師試験

学科試験 昭和57年2月19日(金)午前9時から

昭和57年2月20日(土)午前9時から

実地試験 昭和57年2月20日(土)学科試験終了後

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎 第28会議室

3 受験願書受付期間

昭和57年1月22日(金)から同月30日(土)まで(郵送の場合は、昭和57年1月30日までの消印があるものは、有効とする。)

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7190)へ問い合わせること。